



2026/27年度 香港財政予算案および今後の展望

概況

2026年2月25日、香港財務長官の陳茂波（ポール・チャン）氏が、就任以来10度目となる財政予算案の演説を立法会にて行った。

2025年の香港経済は、回復力を見せ堅調に推移し、実質GDP成長率は2024年と比べて3.5%となった。これは世界的な景気不安、地政学的な緊張、度重なる金利変動、消費パターンの変化など、外部の大きな課題に直面しながら達成されたものである。

対外貿易と金融活動は、依然として香港経済の重要な成長エンジンであり、力強い地域需要と深い資本市場に支えられている。株式市場、銀行業、資産運用、オフショア人民元ビジネスは、香港が国際金融ハブとしての地位を維持する上で中核的な役割を果たし続けている。

今後の見通しとして、外部環境は依然厳しい状況が続くと予測される。特に、米国新政権の動向が香港経済の展望に重大な影響を与える可能性がある。米国政府が関税を大幅に引き上げた場合、国際貿易や投資フローに深刻な混乱が生じ、他国の経済圏の対抗措置を引き起こすことが予想される。貿易摩擦の激化は、香港の輸出、特に中国本土から米国向けの再輸出に大きな影響を及ぼす可能性がある。

香港域内においては、個人消費と観光業が徐々に回復している。住宅不動産市場は、市場心理が一般的に好転し安定傾向である一方で、非住宅不動産市場は依然として低迷している。2025年のインフレ率は緩やかに推移している。消費者物価指数の上昇率は1.1%となり、2024年と同じ結果となった。2025年の失業率は3.8%に上昇し、2024年の3.1%をわずかに上回ったが労働市場は軟化傾向を示している。

2026/27年度の財政予算黒字は221億香港ドルに上ると見込まれ、当初の赤字予測である670億香港ドルと比べて大きく改善される見込みである。

今後の経済展望は、世界情勢、金利動向、中国本土の成長に左右されることが予測される。香港経済には回復の兆しが見られるものの、香港政府は近年の不安定な世界経済環境に備えるため、引き続きより慎重な財政運営を行う方針である。こうした背景を踏まえ、本予算案では以下の救済策を提示している。

予算案ハイライト

財政・税務優遇政策案	
1	2025/26 年度の法人税、給与所得税、その他個人所得税について、HKD3,000 を上限として100%減税する
2	2026/27 年度最初の第 2 四半期までにおいて、住宅用不動産および非住宅用不動産の固定資産税（レート）を HKD500 を上限として免除する
3	1 億香港ドル以上の住宅不動産取引に対する印紙税率を 4.25% から 6.5% に引き上げる
以下 2026/27 年課税年度から開始：	
4	基礎控除および一人親控除を HKD132,000 から HKD145,000 に引き上げる
5	配偶者控除を、HKD264,000 から HKD290,000 に引き上げる
6	子女控除および追加子女控除を、HKD130,000 から HKD140,000 に引き上げる
7	60 歳以上の扶養親または祖父母に対する扶養控除を HKD50,000 から HKD55,000 に引き上げる これらの親・祖父母と同居している納税者の追加控除を HKD50,000 から HKD55,000 に引き上げる
8	55~59 歳の扶養親または祖父母に対する扶養控除を、HKD25,000 から HKD27,500 に引き上げる これらの親・祖父母と同居している納税者の追加控除を HKD25,000 から HKD27,500 に引き上げる
9	高齢者住宅介護費の控除上限を HKD100,000 から HKD110,000 に引き上げる

長期発展のための政策	
1	北部都会区に位置する河套合作区香港園区および新田科技城（新田テクノポール）の開発に計 200 億香港ドルを投じ、イノベーション・テクノロジー（I&T）の発展を加速する産業変革を促進するため、AI+産業発展戦略委員会を設置する
2	本年よりファミリーオフィスおよびファンド税制を強化し、REIT（不動産投資信託）の非公開化を可能にする法整備を実施 来年には、上場を目指す REIT に非住宅物件を移転する際の印紙税を免除する法改正を実施予定

新税務ポータルへの導入およびデジタルコンプライアンス要件について

香港税務局（以下「IRD」）は、2025 年 7 月 22 日に新たな税務ポータル（Tax Portals）を正式に導入した。これらは、個人税務ポータル（Individual Tax Portal、以下「ITP」）、商業税務ポータル（Business Tax Portal、以下「BTP」）および税務代行者ポータル（Tax Representative Portal、以下「TRP」）の 3 つのポータルで構成されている。このうち、BTP は企業が特定の税務および事業手続きを処理するための公式マルチユーザープラットフォームである。香港における税務管理のデジタル化が進んでおり、特定の税務・事業関連手続きは BTP アカウントを通じてのみ行うことができる。本ニュースレターでは、BTP アカウントの中心的役割、設定プロセス、そして税務コンプライアンスにおける主要な利用用途についてまとめる。

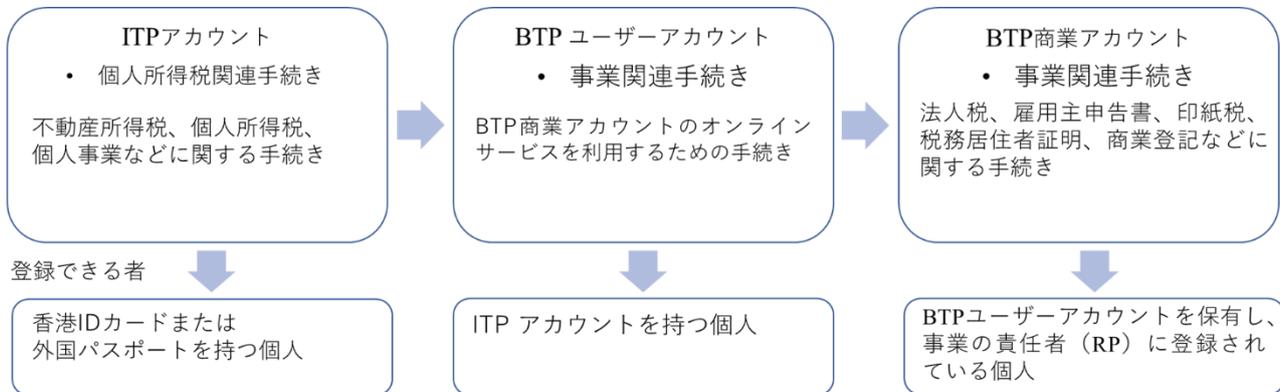
ITP および BTP（ユーザーアカウントおよび商業アカウント）の登録

ポータルの利用には事前のアカウント登録が必要であり、各ポータルごとに登録要件が異なる。まず BTP アカウントを登録するためには、ITP アカウントの登録が前提条件となる。ITP アカウントの登録では、セキュリティおよび本人確認のため、個人情報（身分証明書 例：香港 ID カードまたはパスポート、連絡先情報、住所証明など）の提出が必要である。

BTP アカウントの登録は 2 段階のプロセスで行われる。第 1 段階として、事業の責任者（Responsible Person、以下「RP」）は、専用の BTP ユーザーアカウントに登録し、事業を追加する必要がある。法人の場合、RP は取締役または会社秘書役（Company secretary）の資格を有する自然人でなければならない。BTP 上で利用可能なオンラインサービスにアクセスするために、

RP は自身を BTP の管理者 (Administrator) として任命し、BTP 商業アカウントを開設する必要がある。IRD より BTP アカウント管理者の任命が承認されると、BTP 商業アカウントの登録が完了する。その後、RP は他の BTP 管理者 (Administrators) や、アクセスレベルの異なる認可ユーザー (Authorized Users) を任命することができる。各ユーザーは、自身の BTP ユーザーアカウントでログインすることで、BTP オンラインサービスにアクセスができる。

ITP および BTP ユーザーアカウントと BTP 商業アカウント登録手順は、以下の通りである：



詳細情報については、以下 IRD 公式ウェブサイトを参照

- ・ ITP / BTP / TRP の一般情報

<https://www.ird.gov.hk/eng/ese/etax.htm>

BTP による稅務手続きの義務化

香港政府は稅務管理のデジタル化を段階的に実施しており、特定の稅務手続きについては、BTP を通じて完了する必要がある。こういった稅務手続き変更の影響を受ける企業は、コンプライアンスを継続的に確保するために、BTP 商業アカウントを早期に登録することが推奨される。

a) 中国本土関連の稅務居民証明書 (以下「CORS」) のデジタル発行

中国本土との包括的二重課稅防止協定に関連した稅務居民証明書 (CORS) の発行は、2025 年 11 月 10 日以降デジタル化されている。申請者 (個人または法人) は、紙による申請書を稅務局 (IRD) の租稅条約部門へ提出、または ITP、BTP、TRP を通じてオンラインで申請することができる。しかし、香港当局は中国本土に関する CORS については、申請承認後デジタル版のみ発行している。一方で、中国本土以外の法域に関する申請については、従来どおり紙の CORS が郵送により発行される。このため、該当する CORS の申請者は、申請前に ITP または BTP 商業アカウントを登録することが推奨される。

b) 対象 MNE グループの法人稅申告書の電子申告

電子申告 (e-filing) 義務化の第 1 段階として、過去 4 會計年度のうち少なくとも 2 會計年度で、年間連結總收入額が 7.5 億ユーロ以上である多国籍企業グループ (以下「対象 MNE グループ」) の企業は、法人稅申告書の電子申告が義務付けられている。電子申告の義務化は、2025 年 4 月 1 日以降に開始する課稅年度 (2025/26 課稅年度以降) に適用され、2025 年 1 月 1 日以降に開始する最終親会社 (以下、「UPE」) の會計年度も含まれる。一般的に會計年度とは、対象 MNE グループの UPE が連結財務諸表を作成する會計期間を指す。対象 MNE グループの企業は、2025/26 年度以降、法人稅申告書と併せて稅金計算書、監査済財務諸表等の関連資料を、完全電子形式で提出することが必要である。

特に、総収入が 500 万香港ドルを超える対象 MNE グループの企業は、従来の紙での法人税申告書に記載すべき情報を提供するだけでなく、BTP を通じて監査済財務諸表および税金計算書の財務情報・税務情報、または開示情報をタグ付けして iXBRL 形式で提出する必要があり、準備に追加的な作業負担が生じる。

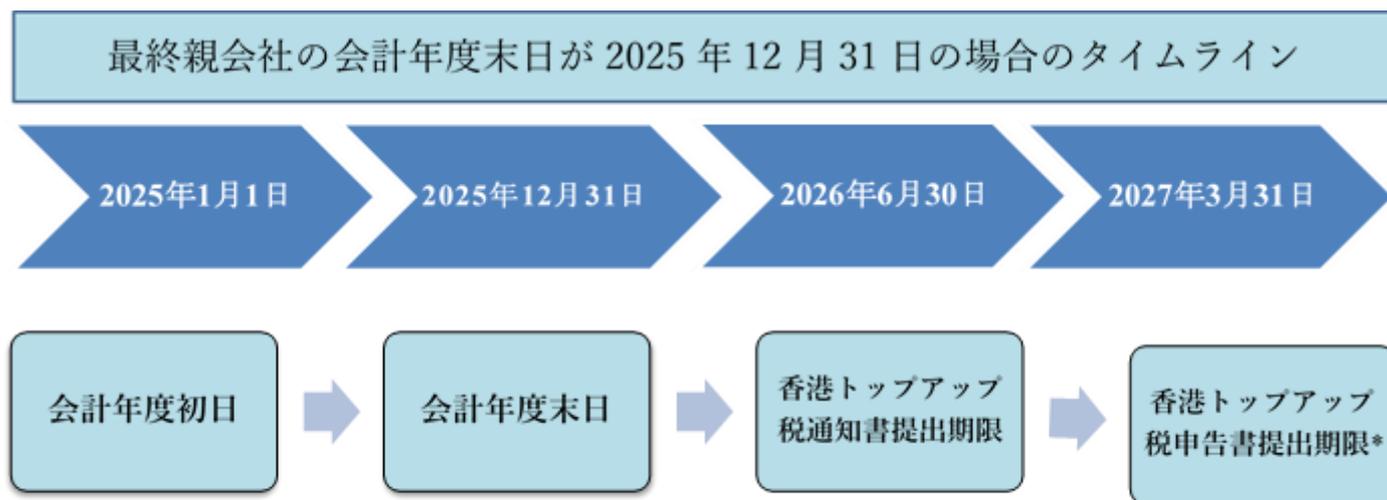
c) 対象 MNE グループのトップアップ税通知およびトップアップ税申告

香港税務（改正）（多国籍企業グループに対するミニマム税）条例法案 2025 におけるグローバルミニマム課税および香港ミニマムトップアップ税（以下「トップアップ税」）を導入するために、2026 年 1 月 19 日に Pillar Two ポータル第 1 段階が発表された。Pillar Two ポータルは BTP の拡張部分であり、トップアップ税通知書、トップアップ税申告書の提出、トップアップ税査定通知書の閲覧を行うために設計されている。BTP に登録後、対象 MNE グループの企業は BTP から直接 Pillar Two ポータルにアクセスすることができる。

トップアップ税申告前の税務管理および識別目的として、各対象 MNE グループ、HK 単独合弁事業体、または合弁事業体グループは、Pillar Two ポータルにアクセスを行いトップアップ税通知の作成および提出を行うために、固有識別グループコードを取得する申請を IRD に行わなければならない。特に、企業が香港単独合弁事業体、または対象 MNE グループの合弁事業体グループに属する香港企業である場合、トップアップ税申告において香港単独合弁事業体または合弁事業体グループに割り当てられた JV コードの提供が求められる。MNE グループコードや JV コードの発行には時間を要するため、対象 MNE グループ、香港単独合弁事業体または合弁事業体グループの関連企業は、トップアップ税通知書提出の遅延を避けるために早期に申請することが推奨される。

各対象 MNE グループの企業は、Pillar Two ポータルを通じてトップアップ税通知書およびトップアップ税申告書を電子形式で提出する必要がある。トップアップ税通知書の提出期限は会計年度末から 6 ヶ月以内、トップアップ税申告書の提出期限は会計年度末から 15 ヶ月以内である。特に、初年度の移行期間については、提出期限が 18 ヶ月迄延長される。国別報告書（CbC）通知および申告と同様に、対象 MNE グループの香港構成企業は、1 社を選択（指定の現地企業）し、その企業が香港税務局にトップアップ税申告書を提出することで、他の香港構成企業の申告義務を免除することができる。

香港の対象 MNE 企業で、最終親会社の会計年度末日が 2025 年 12 月 31 日である場合の申告期限例は以下の通りである。



*= 初年度の移行期間は、18 ヶ月後迄（2027 年 6 月 30 日）期限が延長される

Pillar Two ポータルに関する詳細情報は、以下香港税務局（IRD）の Web サイトより参照可能：

・ Pillar Two ポータルリソースセンター
<https://www.ird.gov.hk/eng/p2portal/resources.htm#userguides>

総括

香港の税務環境は、新たな税務ポータルなどのデジタル化の取り組みや、Pillar Two に基づくグローバルミニマム課税制度の導入により、大きく変容しつつある。これらの変化は、特に対象 MNE グループに新たなコンプライアンス義務を課すものであり、慎重かつ計画的な対応が要求される。企業は、今後の制度改正の動向に常に注意を払い、必要なポータル登録を速やかに完了するとともに、専門の税務アドバイザーに相談することで、進化する規制要件に的確に対応していくことが重要となる。

上記の事項についてさらに弊社の専門的なアドバイスが必要な場合は、(852) 2850-8990 までお問い合わせください。また各種 SNS やニュースレターも発行しておりますので、以下アイコンをクリックしてご登録のほどよろしくお願いたします。



青葉ホームページ: www.aoba.com.hk

香港オフィス Room 301, 3/F, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
Tel: (852) 2850 8990 Fax: (852) 2850 7151

広州オフィス: Unit B, 12/F, Goldsun Building, No.109 Tiyuxi Road, Tianhe District, Guangzhou
Tel: (86) 20-3878 5115 Fax: (86) 20-3878 5337

北京オフィス: Room 605, 6/F, East Ocean Centre, No. 24 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, Beijing
Tel: (86) 10-6522 8158 Fax: (86) 10-6512 7168

This article describes only our general observations of the laws and regulations recently issued. All information contained in this article is provided for reference only. The release of this article does not surmount to the provision of professional advice or services. We make no guarantee as to the accuracy or completeness of such information. Readers should consult with their professional advisors before making use of the content. We accept no liability for any loss arising from the use of, or reliance upon, the content of this article.